

耐震診断、住宅リフォーム 費用の一部を補助します

都市 建設

■問合せ 都市建設課 ☎029-885-0340

令和6年能登半島地震では、多くの木造住宅が被害を受けています。特に1981年(昭和56)年5月以前に建設した木造住宅は地震により倒壊する危険性が高いため、耐震化を図りましょう。



耐震診断・・・耐震診断士を派遣(無料)

木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的に、木造住宅の耐震診断を希望される所有者等に専門の知識を持つ「耐震診断士」を派遣します。

▼次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの
- ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと
- ⑤所有者が村税等に滞納がないこと



◇**申込期限** 11月29日(金)まで

※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。

◇**申込方法** 各申請書に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて都市建設課まで提出してください。

※申込用紙は都市建設課窓口、または村ホームページからダウンロードしてください。

補助申請は必ず着工前に！

住宅リフォーム費用の一部を補助します

村では、地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助しています(予算がなくなり次第受付終了)。

必ず工事着工前に都市建設課に**申請**してください。すでに工事を着工した後の申請は対象となりません。

- 対象者** 村内に自己が所有する個人住宅・併用住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、その居住する住宅に以下の対象工事を村内の施工業者により行う方
※村で実施している他の補助制度を利用された方は除きます。
- 対象工事** 10万円以上(消費税別)の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事
- 対象外工事** 交付決定前に着工した工事、12月31日までに完了しない工事、車庫、塀工事、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新設・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等
- 補助額** 対象工事にかかった工事費(消費税別)の10%
※上限額10万円。上限額までは千円未満切り捨て。

